

農地法第4・5条の許可申請に伴う注意事項

1 申請者の電話番号の記入について

申請書には、申請者の電話番号を記入してください。

- ① 申請者氏名の署名欄余白または、項目1.当事者の氏名住所の欄余白などに記入してください。(鉛筆書きでも可。)
- ② 農業委員が連絡しますので確実に連絡の取れる番号を記入してください。

記入例

[4条について]

※ 申請書の右上の連絡先の欄に申請者本人の氏名と電話番号を記入したときは、下記のように電話番号の記入は必要ありません。

- ① 署名欄 申請者氏名 (フリガナ) □□□□ タロウ 太郎
(TEL 0266-72-2101・090-1234-5678)

または、

- ② 項目1.当事者の住所等の欄

住 所
茅野市〇〇1234 (TEL0266-72-2101・090-1234-5678)

記入例

[5条について]

※ 申請書の右上の連絡先の欄に片方の申請者の氏名と電話番号を記入したときは、もう片方の申請者の電話番号を下記のように記入してください。

- ① 署名欄 申請者譲渡人氏名 〇〇 花子
(TEL 0266-72-2101・090-1234-5678)
申請者譲受人氏名 〇〇 太郎
(TEL 0266-72-2100・090-2345-6789)

または、

- ② 項目1.当事者の氏名住所等の欄

当事者の別	<small>(フリガナ)</small> 氏 名	住 所	電話番号
譲渡人	□□□□ 〇〇 ハナコ 花子	諏訪市〇〇1-1-1	(TEL0266-72-2101・090-1234-5678)
譲受人	□□□□ 〇〇 タロウ 太郎	茅野市〇〇1234	(TEL 0266-72-2100・090-2345-6789)

2 農地転用許可後の工事進捗状況(完了)報告書の提出について

平成21年12月15日施行の農地法の改正により、農地転用許可された全ての事案について工事進捗状況(完了)報告書の提出が必要となっています。農地転用許可指令書が交付された場合、下記により農業委員会へ『工事進捗状況(完了)報告書』を提出してください。

- ① 工事等が完了するまでの間について
転用の許可日から3か月後及び1年後に『工事進捗状況報告書』を2部(正本・副本)提出してください。
2年目以降も工事等が完了していないとき、完了するまでの間、1年毎に2部(正本・副本)提出してください。
また、報告後、完了予定日の到来時に完了していないときは、完了するまでの間、完了予定日到来毎に2部(正本・副本)提出してください。
- ② 工事等が完了したとき
完成したときは遅滞なく『工事完了報告書』を2部(正本・副本)提出してください。
- ③ 報告書の用紙について
『工事進捗状況報告書』及び『工事完了報告書』は共に同一の様式です。
農地転用許可指令書の交付時にお渡ししている『工事進捗状況(完了)報告書』です。
- ④ 過去の別案件の報告がなされているかどうかも許可の際の要件となります。

[提出の書類について]

- ① 工事等が完了するまでの間について
※工事進捗状況報告書の項目6欄の完了予定日は必ず記入してください。

ア 複数に区画を分けた建売住宅のとき

- ・工事進捗状況報告書
 - ・報告書の項目5欄には、「別紙のとおり」と記載して次の図面を添付してください。
 - ・区画の状況が分かる図面
 - その図面へ区画ごとに以下の内容を記入してください。
 - (1) 区画の番号
 - (2) 地番、面積
 - (3) 売買等の成立の状況
 - (4) 売買が成立しているときはその氏名
 - (5) 宅地造成または建築が遅れているときはその理由
 - (6) 完成予定日(着工に至っていないときは着工予定日)
 - (7) 今後の着工または建築の計画について
 - (8) 建築会社名
 - (9) 販売が完了していないときは、その理由と今後の販売促進の方法
 - (10) その他参考になる内容
- ・その時点の現場状況のわかる写真数枚(該当の土地を赤色の線で囲んで下さい。)
- ・案内図
- ・その他参考になる資料(許可書の写し、公図の写しなど)

イ 1区画のみの建売住宅のとき

- ・工事進捗状況報告書
 - ・報告書の項目5欄へ以下の内容を記入してください。
 - (1) 売買等の成立の状況
 - (2) 売買が成立しているときはその氏名
 - (3) 宅地造成または建築が遅れているときはその理由
 - (4) 完成予定日（着工に至っていないときは着工予定日）
 - (5) 今後の着工または建築の計画について
 - (6) 建築会社名
 - (7) 販売が完了していないときは、その理由・今後の販売促進の方法
 - (8) その他参考になる内容
 - ※ 報告書の項目6欄の完了予定日は必ず記入してください。
- ・その時点の現場状況のわかる写真数枚（該当の土地を赤色の線で囲んで下さい。）
- ・案内図
- ・その他参考になる資料(許可書の写し、公図の写し、図面など)

ウ 上記ア、イ以外の転用目的のとき

- ・工事進捗状況報告書
 - ・報告書の項目5欄へ以下の内容を記入してください。
 - (1) 着工または建築が遅れているときはその理由
 - (2) 着工に至っていないときは着工予定日
 - (3) 今後の着工または建築の計画について
 - (4) 工事または建築会社名等
 - (5) その他参考になる内容
 - ※ 報告書の項目6欄の完了予定日は必ず記入してください。
- ・その時点の現場状況のわかる写真数枚（該当の土地を赤色の線で囲んで下さい。）
- ・案内図
- ・その他参考になる資料(許可書の写し、公図の写し、図面など)

② 工事等が完了したとき

- ・工事完了報告書
 - ※ 報告書の項目6欄の完了日は必ず記入してください。
 - ※ 建売住宅のときは、申請者が住宅を建築して販売が完了したときが完了日となります。
- ・完了した現場状況のわかる写真数枚（該当の土地を赤色の線で囲んで下さい。）
- ・案内図
- ・その他参考になる資料(許可書の写し、公図の写し、図面など)

3 農地法の改正による第3種農地の基準について

平成22年6月1日施行の農地法の改正により、第3種農地の該当基準が厳格化されました。

※第3種農地とは … 市街化の区域内又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地。

4・5条許可申請の農地が第3種農地に該当する場合の要件の1つとして、以下の事項があります。(用途地域については該当しません。)

- ① 該当の農地は、水管、下水管又はガス管のうち2種類以上が埋設している道路に接しているかどうか。
- ② 上記①の農地は、幅員4メートル以上の公共用の道路の沿道かどうか。
- ③ 上記①と②の要件を満たし、かつ、容易に①の施設の便益を享受することができるかどうか。

許可申請書の項目7その他参考となるべき事項欄にこの点を記載してください。また、配置図などに管種類を図示してください。

なお、第3種農地の該当については上記の要件のみではないため、必ずしも第3種農地になるとは限りません。

4 申請書の申請締切日は、毎月15日です。

- ① 15日が土日・祝日などのときは、その前の平日が締切日になります。
- ② また、締切日がこれら以外の日に変更となる場合は、広報などでお知らせしますのでご確認をお願いします。(委員の改選期など)
- ③ なお、締切り間際の申請は、不備などによって受付が間に合わなくなることもありますので、締切前の早い時期に余裕を持って申請書類の提出をお願いします。

5 現地確認のための黄色のリボンの標示について

農地法第3・4・5条の各許可申請がされますと、農業委員会の窓口にて、農業委員が現地確認をする際に現地の位置が分かるようにするための黄色のリボンを申請者の方(代理人による申請のときは、代理人の方。)へお渡ししています。

- ・申請地の分かりやすい場所で、雑草、雪等に紛れないように1m程度を目安とした高さの位置へ標示してください。
- ・申請地が、複数筆ある場合、面積の大小にかかわらず、全ての筆に同じ方法で標示してください。
- ・標示の期間は、申請締切日の翌日から総会開催日までとし、期間の満了後は、すみやかに取り外してください。
- ・申請地と異なる場所に標示しないように注意してください。
- ・ほどけたり、ちぎれて風などで飛ばされないように注意してください。(標示している期間中は、無くなっていないか時々見て確認をしてください。)